

# A病院臨床倫理委員会規程

制定 ○○年○○月○○日

## (設置目的)

第1条 A病院（以下「当院」という。）における医療・ケア（臨床研究を除く）が、倫理的及び法的規範に即して実施されるよう支援することを目的に、当院に臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、当院で行う医療行為について生じる、または生じる可能性の高い倫理的問題に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 倫理コンサルテーションに関すること
- (2) 臨床倫理の方針、ガイドライン等の策定及び改定に関するこ.
- (3) 確立していない医療行為に関するこ.
- (4) 臨床倫理に関する教育及び研修の企画・立案に関するこ.
- (5) その他臨床の倫理的問題への対応に関するこ.

## (組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副院長
  - (2) 医療安全室長
  - (3) 医師（内科系、外科系、救急部）
  - (4) 看護師
  - (5) 薬剤師
  - (6) 臨床心理士
  - (7) 社会福祉士
  - (8) 学外の有識者
  - (9) 事務部のスタッフ
  - (10) その他病院長が必要と認めた者
2. 委員会の委員は男女両性で構成されなければならない。
3. 前項の委員は、病院長が指名または推薦し、病院運営会議の議を経て、病院長が委嘱する。
4. 委員長は病院長が指名する。
5. 副委員長は院長が指名する。

#### (任期)

第4条 第3条第1項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員会の成立及び議事)

第5条 委員会は、本規程第3条第1項に規定する委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

2. 議事の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、内容の緊急性を鑑み、委員長が必要と認める場合には、出席委員の3分の2以上の合意をもって決することができる。

#### (委員会の招集及び議長)

第6条 委員会は、原則として1ヶ月に1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長は、委員以外の者の出席を求め、専門的立場からの説明又は意見を聞くことができる。
4. 副委員長は、依頼者が委員長であるとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### (報告)

第7条 委員長は、委員会の議事を病院長に報告するものとする。

#### (守秘義務と患者等の匿名性の保持)

第8条 委員会の出席者は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

2. 患者及び患者家族の匿名性を担保するものとする。

#### (倫理コンサルテーション・チーム)

第9条 委員長は、日常発生する臨床倫理的な判断を要する事案に対応するため、委員会の下部組織として、倫理コンサルテーション・チームを設置する。

2. 倫理コンサルテーション・チーム運営規程は別に定める。

#### (委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、事務部が主管する。

2. 委員会の議事及び関係資料は10年間保存する。

**(規程の改廃)**

第11条 この規程の改廃は、委員の3分の2以上の同意を必要とし、病院長の承認を受けるものとする。

**(雑 則)**

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

**(附 則)**

1. この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
2. 本規程は、〇〇年〇〇月〇〇日開催、第〇〇回 A 病院運営会議で承認された。